

岐阜県公報

第 六 百 七 号
令 和 七 年 七 月 十 五 日
(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(防 災 課) 三二一^{ページ}

告 示

○クリーニング師の研修の指定

(生 活 衛 生 課) 三二二

○クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定

(同) 三二二

○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定

(地 域 福 祉 課) 三二三

○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(同) 三二三

○道路の供用開始

(道 路 維 持 課) 三二四

○行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定

(同) 三二四

○建築基準法に基づく道路の位置指定

(建 築 指 導 課) 三二五

選挙管理委員会告示

○個人演説会等を開催することができる施設の指定

(選挙管理委員会) 三二五

○施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し

(同) 三二六

公 示

○土地改良区の定款の変更認可

(西濃農林事務所) 三二六

雑 報

○岐阜県市町村職員共済組合決算公告

(市 町 村 課) 三二六

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十一号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則（昭和三十五年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一六を次のように改める。

六 被災した住宅の応急修理

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(一) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。

(二) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とする。

(三) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了する。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(一) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(二) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。 (1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円 (2) 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円 (三) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了する。 附 則 この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、令和五年四月一日から適用する。	告 示	岐阜県告示第三百三十五号 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修として、次のとおり指定する。 令和七年七月十五日 岐阜県知事 江 崎 禎 英 一 主催者の名称及び所在地 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 東京都港区新橋六丁目八番二号 二 研修の種類 クリーニング師が出席して受講する研修
三 研修の科目及び時間数 1 衛生法規及び公衆衛生 一時間 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間（継続受講者は、四十分） 3 洗濯物の処理 一時間（継続受講者は、四十分） 4 繊維及び繊維製品 一時間（継続受講者は、四十分） 四 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地 1 令和七年十月二十四日（金） 飛騨総合庁舎 中会議室 2 令和七年十一月十日（月） 高山市上岡本町七丁目四六八 東濃西部総合庁舎 大会議室 3 令和七年十二月七日（日） 多治見市上野町五丁目六八一 OKBふれあい会館 三〇二会議室 岐阜市藪田南五丁目一四一五三 五 研修受講料 五千円		岐阜県告示第三百三十六号 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定する業務従事者に対する講習として、次のとおり指定する。 令和七年七月十五日 岐阜県知事 江 崎 禎 英 一 主催者の名称及び所在地 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 東京都港区新橋六丁目八番二号 二 講習の種類 通信制で行う講習 三 受講申込手続及び受付期間

1 受講申込手続

受付方法 郵送又はファクシミリ
申込先 岐阜市藪田南五丁目一四番二二号 シンクタンク庁舎三階
公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局
ファクシミリ番号 〇五八―二七四―八〇一一

2 受付期間

受付開始年月日 令和八年一月十三日(火)
受付締切年月日 令和八年一月三十日(金)
レポート提出締切年月日 令和八年二月二十七日(金)

四 講習科目及びレポート課題

1 衛生法規及び公衆衛生

2 洗濯物の受取、保管及び引渡し

3 洗濯物の処理

4 繊維及び繊維製品

五 受講対象者

岐阜県内に所在するクリーニング所に勤務する業務従事者

六 講習受講料

四千五百円

岐阜県告示第三百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

中川興産株式会社

下呂市幸田一三三二―九

同

同

サービスの種類
居宅療養管理指導
介護予防
居宅療養管理指導

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

下呂薬局

下呂市森一四一九―三

同

同

指定年月日

令和七・四・一

同

同

関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の主たる事務所の名称
訪問看護ステーション等の名称
訪問看護ステーション等の所在地
指定年月日

合同会社ひなた
不破郡垂井町表佐
四一七〇―四
訪問看護ステーションひなた
大垣市荒尾町六一
令和七・四・一

岐阜県告示第三百三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年七月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
一般 国道 四百七十 二号		郡上市明宝奥住字馬石二〇〇 八番一地从先から 同 市同 字同 二〇〇 二番一地从先まで	三・一	令和 七・七・一五	令和 五・三・三
		郡上市明宝奥住字馬石二二三 〇番八地从先から 同 市同 字同 一二三 〇番二地从先まで	四九・六		

岐阜県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年七月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
一般 国道 四百七十 二号		郡上市明宝奥住字門保木一九 二七番一地从先から 同 市同 字同 一九 一三番一地从先まで	六・九	令和 七・七・一五	令和 五・三・三

岐阜県告示第三百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定により岐阜県と愛知県との行政区域の境界に係る道路の管理について、愛知県と次のとおり協定を締結したので、同条第五項の規定により告示する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 次に掲げる道路の区間は、愛知県をもって管理者とする。

路線名	区 間	備 考
一般県道 羽島稲沢線	岐阜県羽島市中町加賀野井字東 流水曾川右岸堤防敷地先（九四五 番）から 愛知県一宮市祐久字外浦六一番地 先まで	新濃尾大橋 延長 七五九・〇メートル （岐阜県 三六〇・〇メートル） （愛知県 三九九・〇メートル）

二 管理に要する費用については、全て折半とする。ただし、小修繕（照明用灯具の取替え、局部的路面補修、清掃等をいう。）に要する費用は、管理者が負担する。

三 本協定実施の細目については、愛知県及び岐阜県が協議して定める。

四 本協定は、令和七年五月二十四日から実施する。

附 則

昭和五十六年一月三十一日に締結した「行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定」(以下「昭和五十六年協定」という。)は、本協定の実施の日から廃止する。ただし、昭和五十六年協定で定める渡船施設については、その公用が廃止されるまでの間は、なお従前の例による。

岐阜県告示第三百四十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条第一項の規定により公告する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日 指定
安八郡安八町南今ヶ渚字中筋四六六番四	四・〇二	三・九六	岐阜県指令 岐阜建築第一二二号	令和 七・四・五
羽島郡岐南町平島八丁目四七番四	四・三五	三・七九	岐阜県指令 岐阜建築第一二二号の三	同 六・二九
安八郡輪之内町中郷新田字多良井七〇八番四	六・〇〇	五・〇三	岐阜県指令 岐阜建築第一二二号の二	同 六・二三
安八郡安八町南今ヶ渚字中筋四六〇番四	五・〇〇	三・八六	岐阜県指令 岐阜建築第一二二号の五	同 六・二七

中濃建築事務所長

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日 指定
関市小屋名字附溝八〇三番四	四・〇〇	三・九五	岐阜県指令 中建築第三七号の二七	令和 七・四・九

美濃加茂市西町七丁目二二四番九	六・〇〇	四・二九	岐阜県指令 中建築第四五号	同 五・一
可児郡御嵩町伏見字堂根七一〇番一及び字大塚七五五番一	六・〇〇 六・〇二	三・五七	岐阜県指令 中建築第四五号の三	同 五・一九
関市中二丁目二一四番四	六・〇〇	七・二三	岐阜県指令 中建築第四五号の五	同 五・二七
可児郡御嵩町上恵土字弁財天八六七番四、八七四番二及び御嵩町所管法定外公共物(道路)	五・三〇	四・二五	岐阜県指令 中建築第四五号の二	同 五・三〇
美濃加茂市西町三丁目五八番四	五・〇〇	三・〇三	岐阜県指令 中建築第四五号の四	同
美濃加茂市西町五丁目二六五番四	四・〇二	三・九〇	岐阜県指令 中建築第四五号の六	同
美濃加茂市加茂野町加茂野字浦一七六番一〇	六・〇〇	五・八二	岐阜県指令 中建築第四五号の七	同 六・二三

東濃建築事務所長

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日 指定
中津川市茄子川字長連寺八三〇番四	六・〇〇	五・〇三	岐阜県指令 東建築第三〇号の二	令和 七・六・九

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

令和七年七月十五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 治 彦

指定した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地	収容人員
多治見市	多治見市養正交流センター 大ホール 遊戯室 研修室 (全面利用) 研修室 (1/2面利用)	多治見市陶元町135番地の 3	150人 20人 30人 15人

岐阜県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

令和七年七月十五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 治 彦

指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
白衛隊岐阜病院	各務原市那加官有地無番地

公 示

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
西 輪 中 土 地 改 良 区	令 和 七 ・ 七 ・ 二

雑 報

○岐阜県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二條第三項の規定により、令和六年度決算の要旨を公告する。

令和七年七月十五日

岐阜県市町村職員共済組合
理事長 浅 野 健 司

損益計算書の要旨

(単位:千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金預託金管理
収	負担金	9,889,660	18,019,506	1,011,459	141,825
	掛金・組合員保険料	9,891,610	12,311,603	1,011,447	
	施設収入・商品売上				
	組合員貸付金利息				
	連合会交付金				
	育児・介護休業手当金交付金	837,378			
	利息及び配当金	2,210			3,682
	償還差益				
	その他収入	175,641			
	他経理から繰入金				
入	前年度繰越支払準備金	1,544,146			
	計	22,340,645	30,331,109	2,022,906	141,825
支	給付金	10,079,724			
	役職員給与				
	旅費・事務費				
	厚生費				
	商品仕入				
	飲食材料費				
	委託費				
	支払利息				3,682
	負担金・掛金・組合員保険料払込金		30,331,109	2,022,906	141,825
	事務費負担金払込金				
	特定健康診査等費				
	前期高齢者納付金	2,124,848			
	後期高齢者支援金	3,608,044			
	退職者給付拠出金	16			
	介護納付金	1,744,071			
	連合会払込金	214,512			
	連合会拠出金	997,826			
	その他支出	15,100			
	他経理へ繰入金	53,996			
	次年度繰越支払準備金	1,540,339			
出	計	20,378,476	30,331,109	2,022,906	141,825
差引当期利益金又は当期損失金		1,962,169			

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	3,794,601	1,403,989	128,872	844	28,727
	固定資産					331,530
	資産合計	3,794,601	1,403,989	128,872	844	360,257
負 債	流動負債	2	1,403,989	128,872	844	
	固定負債	1,540,339				360,257
	負債合計	1,540,341	1,403,989	128,872	844	360,257
純 資 産	資本剰余金					
	利益剰余金	2,254,260				
	純資産合計	2,254,260				
負債・純資産合計		3,794,601	1,403,989	128,872	844	360,257

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
収	負担金	283,955	297,534			
	掛金		296,789			
	施設収入・商品売上					
	組合員貸付金利息					16,547
	連合会交付金	115,340				76
	育児・介護休業手当金交付金					
	利息及び配当金	1,399	328	59	887,974	
	償還差益				1,080	
	その他収入	5,462	11,552	2	2,406	
	他経理から繰入金	53,996				
	他経理より相互繰入金		204,749			
	前年度繰越支払準備金					
	計	460,152	810,952	61	891,460	16,623
入						
	支					
支	給付金					
	役職員給与	186,932	3,807		8,230	7,789
	旅費・事務費	29,599	1,551		1,738	1,316
	厚生費	232	492,458		7	7
	商品仕入					
	飲食材料費					
	委託費	21,499	2,426		209	185
	支払利息				658,558	3,630
	負担金・掛金・組合員保険料払込金					
	事務費負担金払込金	125,470				
	特定健康診査等費		48,591			
	前期高齢者納付金					
	後期高齢者支援金					
	退職者給付拠出金					
	介護納付金					
	連合会払込金					
	連合会拠出金					
	その他支出	101,594	9,454	356	4,606	5,686
	他経理へ繰入金					
	他経理へ相互繰入金			204,749		
	次年度繰越支払準備金					
	計	465,326	558,287	205,105	673,348	18,613
出						
	差引当期利益金又は当期損失金	△ 5,174	252,665	△ 205,044	218,112	△ 1,990

貸借対照表の要旨

資	流動資産	775,326	541,349		2,601,639	46,275
	固定資産	20			84,337,936	1,332,309
資産合計		775,346	541,349	0	86,939,575	1,378,584
負	流動負債	15,758	44,125		82,079,753	860
	固定負債	267,413	322		15,104	350,718
負債合計		283,171	44,447	0	82,094,857	351,578
純	資本剰余金					
	利益剰余金	492,175	496,902		4,844,718	1,027,006
	純資産合計	492,175	496,902	0	4,844,718	1,027,006
負債・純資産合計		775,346	541,349	0	86,939,575	1,378,584

令和七年七月十五日発行

発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐 阜 県 庁 庫 房

編 集

岐阜市三輪ぶりとびあ三十一
岐 阜 文 芸 社